

戸籍・住民票・印鑑

戸籍に関すること

市民課戸籍係・各支所地域振興課

「戸籍」とは、日本国民の出生から死亡に至るまでの間に起こる全ての身分関係を記録し、公証するものです。これにより夫婦・親子・兄弟姉妹などの関係が分かるようになっていて、現在の戸籍には一組の夫婦と氏が同じ未婚の子が記載されています。

戸籍届出（出生、死亡、婚姻、離婚、転籍など）の手続きは、次表を参考にして、市民課または各支所地域振興課へ届け出てください。なお、執務時間外または休日、祝日でも、当直者が受け付けています。

届け出の種類		届け出の期間	届け出する人	届け出の場所	用紙	必要なもの
出生届		生まれた日から14日以内	父または母	父母の本籍地か住所地、または生まれた場所の市区町村役場	市民課・各支所に用意しています	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書（出生届と同じ用紙） 母子健康手帳、届出人の印鑑 通帳（口座番号が分かるもの） 健康保険被保険者証
死亡届		死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家屋管理人など	本籍地または住所地、あるいは亡くなった場所の市区町村役場		<ul style="list-style-type: none"> 火葬の予約をしてから届け出をしてください。 死亡診断書（死亡届と同じ用紙） 届出人の印鑑・火葬料
婚姻届		任意	結婚する2人	夫または妻の本籍地か住所地の市区町村役場		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（本籍地以外の役場に届け出る場合） 2人の旧姓の印鑑 成年者の証人2人が必要 未成年者は父母の同意が必要
離婚届	協議	任意	夫と妻	夫妻の本籍地、または夫あるいは妻の住所地の市区町村役場		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（本籍地以外の役場に届け出る場合） 夫・妻の印鑑（別々のもの） 成年者の証人2人が必要
	裁判	和解・調停・請求の認諾・審判・判決離婚は成立確定した日から10日以内	申立人			<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（本籍地以外の役場に届け出る場合） 和解調書・調停調書・認諾調書・審判書・判決書の謄本と確定証明書 申立人の印鑑 離婚後も婚姻中の氏を称する場合はその旨の届け出が必要です。（離婚届と同時または離婚の日から3か月以内）
転籍届		任意	戸籍の筆頭者と配偶者	住所地、現本籍地または新本籍地の市区町村役場		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（大洲市内間での転籍は不要） 届出人の印鑑（筆頭者と配偶者は別々の印）

上記以外にも必要なものがある場合がありますので、詳しくは事前におたずねください。

他にも次のような届け出がありますので、ご相談ください。

- ・ 認知届 ・ 養子縁組届 ・ 養子離縁届 ・ 親権、後見に関する届 ・ 姻族関係終了届 ・ 復氏届
- ・ 入籍届 ・ 分籍届 ・ 就籍届 ・ 氏、名の変更届 ・ 国籍の得喪届 ・ 不受理申出 ・ 死産届

婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届を届け出する際は、本人確認のため、身分証明書（運転免許証、住民基本台帳カード（写真入り）など）の提示をお願いします。

○謄抄本などの請求

戸籍謄本・抄本および身分証明など戸籍関係の証明は、本籍地の市区町村役場に申請してください。本籍地以外の役場では交付できませんのでご注意ください。

大洲市に本籍のある人は、市民課、各支所、各連絡所で申請をしてください。申請する時には、本人確認のため、身分証明書（運転免許証、住民基本台帳カード（写真入り）など）の提示をお願いします。

なお、申請する時には本籍、筆頭者の記入が必要となりますので、必ず確認した上でお越してください。（市役所では本籍、筆頭者をお教えすることができません。）

本人または同一戸籍内の人（戸籍に記載されている人）、および直系尊属（実父母・祖父母など）、直系卑属（子、孫など）以外の人（代理人）が申請する時は、原則として委任した人が自署押印した委任状が必要です。

※戸籍届出の受理証明は、届出人のみ請求できます。

※身分証明・独身証明は、本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

戸籍関係の主な証明手数料

（平成24年4月1日現在）

種類	単位	手数料	備考
戸籍の全部事項証明（謄本） 戸籍の個人事項証明（抄本）	1通	450円	本人または同一戸籍内の人および直系尊属・卑属以外の人（代理人）が申請する時は、原則として委任した人が自署押印した委任状が必要
除籍の全部事項証明・個人事項証明 改製原戸籍の謄本・抄本 除籍の謄本・抄本	1通	750円	
戸籍の附票の写し	1通	300円	
戸籍届出の受理証明	1通	350円	届出人のみ請求可能
身分証明	1通	300円	本人以外は委任状が必要
独身証明	1通	300円	

○郵送による請求

戸籍関係の証明を郵送請求する場合は下記の必要事項を明記し、返信用封筒と代金を同封の上、本籍地の市区町村役場へ申請してください。

【必要事項】

- ・本籍地 ・筆頭者氏名 ・必要なものの種別（抄本の場合は必要な人の名前）
- ・必要な数 ・請求理由 ・筆頭者からみた請求者の続柄 ・請求者の住所
- ・請求者の氏名、押印（スタンプ印は不可） ・請求者の電話番号（昼間に連絡可能な番号）
- ・相続に使用する場合は、必要な戸籍の範囲と部数

【例〇〇の出生から死亡まで 各〇通】

【同封するもの】

- ・手数料の定額小為替（現金の場合は現金書留扱い）
- ・請求者の住所および氏名を明記し、返信用切手を貼った返信用封筒
- ・本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など）
- ・代理人が請求する場合は委任した人が自署押印した委任状

【注意事項】

- ・速達を希望する場合、速達料金分の切手を同封し、返信用封筒に「速達」と朱書きしてください。
- ・返送先は、住民登録している現住所以外を指定することはできません。
- ・大洲市の戸籍では本人と申請者との関係が分からない人は、その関係が分かる戸籍謄本のコピーが必要です。

○身分証明・独身証明の郵送請求

- ・身分証明・独身証明を本人以外の方が代理で請求する場合は、委任した人が自署押印した委任状が必要です。

住民異動届

市民課市民係・各支所地域振興課

住民記録(住民基本台帳)は住所や家族構成などの居住関係を証明するもので、義務教育者の就学、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金などの基礎となるものです。住所や世帯構成が変わる時は、市民課、各支所地域振興課または各連絡所へ決められた日までに届け出をしてください。

届け出の時には、届け出をする人の本人確認ができる官公署発行の本人確認書類などの提示をお願いしています。届け出は本人か世帯主が行ってください。同一世帯員以外の方が届け出をする場合は委任状が必要です。

届け出の種類	届出期間	必要なもの	届出人
転入届	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書（前住所地で発行されたもの） ・国民健康保険被保険者証（転入先の世帯が加入している時） ・印鑑・届出人の身分証明書（運転免許証など） ・国民年金手帳（加入者のみ） ・介護受給資格証明書（認定者のみ） 	本人・同一世帯員または代理人 ※代理人の場合は委任状が必要
転入届 (国外)	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・戸籍謄本、戸籍の附票(大洲市に本籍のある人は不要) ・印鑑 	
転出届 (市外) (国外)	転出前	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証および高齢受給者証(被保険者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(被保険者のみ) ・印鑑 ・届出人の身分証明書(運転免許証など) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・介護保険被保険者証(被保険者のみ) ・医療受給者証(重心・母子・乳幼児などの受給者のみ) 	
転居届 (市内)	転居した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証および高齢受給者証(被保険者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(被保険者のみ) ・印鑑 ・届出人の身分証明書(運転免許証など) ・介護保険被保険者証(被保険者のみ) ・医療受給者証(重心・母子・乳幼児などの受給者のみ) 	
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証および高齢受給者証(被保険者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(被保険者のみ) ・印鑑 ・届出人の身分証明書(運転免許証など) 	

住民票の写しの交付

市民課市民係・各支所地域振興課

住民票は、不動産登記や運転免許証の記載事項の変更などの手続きをする時に、住所、氏名、生年月日、性別などを公証するものです。

住民票の写しが必要な時は、市民課または各支所地域振興課、各連絡所、大洲市市民サービスセンターにある備え付けの交付請求書に、必要事項を記入して申請してください。

申請者本人または同一世帯員の人の住民票の写しを申請する場合、委任状は不要です。それ以外の方が代理で申請する場合は、申請者本人が自署、押印した委任状が必要となります。また、「続柄および世帯主氏名」「本籍・筆頭者氏名」は省略して交付しています。続柄・本籍の表示が必要な時は、窓口申し出てください。

住民票の写しの交付を請求する時には、①請求者の住所、氏名②申請者の住所、氏名③第三者による請求においては請求理由（根拠資料の添付など）を明らかにしてください。

理由が正当でない場合、請求に応じられないことがあります。

また、偽りその他不正な手段で住民票の写しの交付を受けた時は、30万円以下の罰金に処せられます。

○郵送による請求

住民票の写しを郵送で請求することができます。必要事項を明記の上、本人確認証明書の写し、手数料1件につき300円の定額小為替、返信先（現住所）の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を送付してください。

○転出証明の郵送による請求

転出証明書を郵送で請求することができます。異動情報を明記の上、本人確認証明書の写しと、返信先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を送付してください。

住民票の写しの閲覧

市民課市民係・各支所地域振興課

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する時には、①請求者の住所・氏名②請求に係る住民の住所・氏名③閲覧にあたる誓約事項の提出および請求事由（根拠資料の添付など）を明らかにしてください。請求事由が正当でない場合は、請求に応じられません。

また、偽りその他不正の手段により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧をした場合は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

戸籍の附票の写しの交付

市民課市民係・各支所地域振興課

戸籍の附票は、車の登録・廃止などの手続きの時、住所の履歴を証明するものです。

交付を請求する時には、請求者の住所・氏名、戸籍の表示（本籍地・筆頭者）を明らかにしてください。本人、その配偶者、または直系親族（祖父母・父母・子・孫）以外の人は、原則として委任した人が自署押印した委任状または本人との契約関係などを疎明する資料の添付が必要です。

住民基本台帳カードの交付

市民課市民係・各支所地域振興課

住民基本台帳カードは、顔写真付きと顔写真なしの2種類があり、いずれかを選択できます。顔写真付きは公的な証明書として利用できます。

【交付対象者】 住民基本台帳カード交付申請時に大洲市内に住民登録をしている人

【申請方法】 申請方法には次の2通りがあります。

- 1 免許証などの証明書による方法（本庁市民課ではカードの即日交付ができます。）
本人が窓口に来て、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真付きの証明書を提示すると、本庁市民課では原則として即日、住民基本台帳カードが交付されます。
- 2 照会文書による方法（カードの即日交付はできません。）
カードの交付申請後、本人の申請意思を確認するための照会書（住民基本台帳カード交付通知書兼照会書）が自宅に送付されます。
照会書内の回答書に署名・押印し、照会書の有効期限内に申請した窓口を持参すると、住民基本台帳カードが交付されます。

【交付申請時に必要なもの】

住民基本台帳カードの申請は原則として本人が申請してください。カードの交付申請には申請書のほか、申請方法および申請者により、次の書類が必要になります。

- 1 本人が申請する場合（原則）
 - 免許証などの証明書による方法で申請する場合
 - ・本人の運転免許証やパスポートなど官公署発行の顔写真付き証明書、印鑑（顔写真付きの住民基本台帳カードを希望する場合、※顔写真1枚）
 - 照会文書による方法で申請する場合
 - ・窓口に来た人の本人確認ができるもの（健康保険証など）、印鑑（顔写真付きの住民基本台帳カードを希望する場合、※顔写真1枚）
 - 2 入院などやむを得ない理由により、本人が窓口に来ることができない場合
 - ・代理人の住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付き証明書（左記証明書がない人は代理人になれません。）、本人が作成した委任状
 - ・顔写真付きの住民基本台帳カードを希望する場合、本人の顔写真1枚
- ※これらの証明のほか、診断書など本人が窓口に来ることができないことを証明する書類を、回答書持参時に提示していただく場合があります。
- ※顔写真については縦4.5cm×横3.5cmの大きさのもので、最近6か月以内に撮影した、無背景、無帽、正面のものでご用意ください。なお、申請者本人が市民課に来る場合は、市民課窓口にて撮影（無料）することもできます。

公的個人認証サービスの電子証明書

市民課市民係・各支所地域振興課

電子証明書は、インターネットを利用した国税の電子申請などに使用できます。発行を受けるには、住民基本台帳カードを取得し、本人が申請してください。（手数料は500円です。）

自動車臨時運行許可申請

市民課市民係・各支所地域振興課

臨時ナンバーは、自動車の新規登録・車検などの目的で使用する場合に発行します。

申請書に記入・押印し、自動車検査証（原本）および有効期間内の自動車損害賠償責任保険証を提示してください。（手数料は750円です。）個人申請の場合は運転免許証が必要です。

印鑑登録・証明

市民課市民係・各支所地域振興課

【印鑑登録】

印鑑登録（証明）は、不動産登記、自動車の登録などの個々の権利義務の発生の時に使われる大切なものです。

【印鑑登録のできる人】

大洲市に住民登録または外国人登録をしている15歳以上の人（成年被後見人を除く。）

【印鑑登録の申請】

登録の申請は本人が直接窓口で申請することが原則です。本人が疾病その他やむを得ない理由により、登録の申請ができない時は、委任の旨を証する書面（委任状）を添えて、代理人により申請ができます。

登録できる印鑑は1人1個です。別の人が登録している印鑑を登録することはできません。

【登録できない印鑑】

- ・住民基本台帳または外国人登録原票に記録または登録されている氏名、氏もしくはは名、または氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- ・職業・資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

【必要なもの】

(1)本人申請の場合

- ①登録する印鑑
- ②本人確認ができる書類（有効期限内の運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付き証明書）
 - ②がない場合は、大洲市に印鑑登録をしている保証人による方法
（保証人が印鑑登録証、登録している印鑑、顔写真付きの公的な身分証明書を持参し、印鑑登録申請書の保証人欄に署名押印が必要）

※上記による申請の場合は即日登録ができます。

上記による本人確認ができない場合は、本人あてに照会書を郵送しますので、その照会書（回答書）を持参することにより登録できます。

(2)代理人申請の場合

- ①本人が代理人に委任した旨の書面（委任状）
- ②登録する印鑑
- ③代理人の印鑑（認め印で可）
- ④代理人の本人確認ができる書類（有効期限内の運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付き証明書）
登録の申請後、本人の意思を確認するため、照会書を本人あてに郵送します。その照会書（回答書）を持参することにより登録できます。

【印鑑証明書の交付】

印鑑を登録すると印鑑登録証（カード）が交付されます。印鑑登録証を提示の上、申請書に登録者の登録番号・住所・氏名・生年月日および申請人を記載してください。

※登録した印鑑があっても、印鑑登録証の提示がなければ印鑑登録証明書の交付はできません。

【印鑑登録の廃止】

印鑑登録証と登録している印鑑、本人確認書類を持参し、廃止届を提出してください。

【印鑑登録証または登録印鑑の亡失】

印鑑登録証または登録した印鑑を持参し、亡失届を提出してください。

【登録印鑑の改印】

印鑑登録証と登録している印鑑および新たに登録する印鑑を持参して、前に登録している印鑑登録を廃止し、新しく印鑑登録をしてください。

【印鑑登録の抹消】

転出・死亡などで大洲市に住民登録がなくなった時、氏名・氏または、名の変更により登録している印影と変わった時などは、印鑑登録は自動的に抹消されます。印鑑登録証を返却してください。

各種証明の手数料 (平成24年4月1日現在)

住民票の写し	1件	300円
住民基本台帳の閲覧	1件	300円
印鑑登録証の交付	1件	300円
印鑑に関する証明書	1件	300円
諸証明	1件	300円
住民基本台帳カードの交付	1件	500円
公的年金受給者現況届の証明	1件	無料

手続きに必要な書類

市民課・各支所地域振興課

【本人確認】

虚偽の届け出や不正な証明書取得を防止するため、市民課、各支所などでの戸籍の届け出および住民異動届などの手続きや、住民票、戸籍謄抄本などの請求の時に、窓口に来られた人の本人確認を実施しています。窓口にお越しの際は、運転免許証または住民基本台帳カード（写真付き）をお持ちください。運転免許証・住民基本台帳カード（写真付き）をお持ちでない場合は、保険証・年金手帳など2点で本人確認をします。

【委任状】

委任状は、代理人による申請や交付が本人の意思に基づくものであることを証するものです。

市民課、各支所などでの戸籍の届け出および住民異動届などの手続きや、住民票、戸籍謄抄本などの請求を本人以外の代理の人がする場合、委任状（委任の旨を証する書面）が必要となる場合があります。

本人が申請または交付を受けられない場合は、委任状を持参した代理人が申請や交付を受けることができます。

委任状には、決まった書式はありませんので、右記に書式例を紹介します。委任状は委任する本人が自署・押印する必要があります。

【委任状の書式例】

委 任 状

平成 年 月 日

大洲市長 様

(委任すること) について、下記の者に委任します。

※「戸籍の請求」、「住民票の交付」などを記入してください。

(委任される人) 住 所 : _____

氏 名 : _____

(委任する人) 住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

外国人登録制度（新在留管理制度）

市民課戸籍係・各支所地域振興課

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、新たな在留管理制度が平成24年7月9日から導入されます。

これにより外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となります。

【改正のポイント】

○外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加わります。

外国人住民も、日本人住民と同様に住民票の写しなどが発行されます。

また、日本人と外国人と一緒に暮らしている世帯でも世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行されます。

住民票を作成する対象者は、観光目的など短期滞在者を除く、適法に3か月を超えて在留する外国人で住所のある次の人です。

- (1) 中長期在留者（在留カード交付対象者）
- (2) 特別永住者
- (3) 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- (4) 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

○「在留カード」または「特別永住者証明書」を交付します。

外国人登録制度の廃止により、外国人登録証明書に変わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

なお、「外国人登録証明書」は、改正法施行後も在留カードなどとみなされ引き続き有効ですので、すぐに切り替えの手続きをする必要はありません。有効期限および切替時期は下記のとおりです。

- ・**特別永住者** 現在お持ちの外国人登録証明書の次回確認日まで有効です。ただし、16歳以上で改正法施行後3年以内に次回確認日が到来する人は、施行日から3年を経過する日まで有効です。市役所で確認申請を行う時に特別永住者証明書に切り替えます。
- ・**永住者** 改正法施行後3年以内に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替えます。
- ・**上記以外の中長期在留者** 改正法施行後の在留期間の更新時、または在留資格の変更時に在留カードに切り替えます。

○市役所や入国管理局での手続きが変わります。

・**住所に関する届け出**

市区町村をまたいで住所変更する場合、旧住所地の市区町村役場で転出届を行い転出証明書の交付を受けた後、新住所地の市区町村役場で転入届を行う必要があります。出国する時も国外転出の届け出が必要です。

・**在留資格の変更などの届け出**

在留資格の変更や在留期間の更新などの手続きは、改正法施行後は入国管理局で手続きをするだけで済みますので、市役所へ届け出る必要はありません。

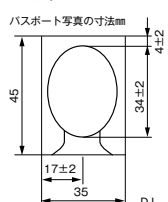
パスポート（旅券）申請

市民課市民係

大洲市でパスポートの申請ができるのは以下の人です。

- ・大洲市に住民登録している人または、大洲市以外に住民登録しているが、大洲市に居住している人(居所申請)

【申請に必要な書類】

一般旅券発給申請書1通	市民課・各支所に備え付けてあります。
戸籍抄本または謄本1通	発行日から6か月以内のもの。有効な旅券を持っている人で旅券の氏名、本籍の都道府県名および性別に変更がなければ省略できます。
写真(パスポート規格)  1枚	6か月以内に撮影されたもの(白黒・カラーどちらでも可) 縁なしで各寸法を満たしたもの(縦45ミリ×横35ミリ) 無帽で正面を向いたもの 背景や影がないもの * 不適切な写真 画質が粗く不鮮明な写真、変色、汚れ、傷、線のある写真。幅広いヘアバンド、サングラスなど頭部や顔の器官が隠れた写真。眼鏡のフレームや照明の反射、髪の毛が目にかかり目元が不鮮明な写真。平常時と著しく表情が異なる写真など
本人確認書類 原本で有効なもの・コピー不可	<p>① 下記Aの書類の中から、1つ提示してください。</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)・運転免許証・船員手帳・海技免状・小型船舶操縦免許証・猟銃、空気銃所持許可証・戦傷病者手帳・宅地建物取引主任者証・電気工事士免状・無線従事者免許証・認定電気工事従事者認定証・特殊電気工事資格者認定証・耐空検査員の証・航空従事者技能証明書・運行管理者技能検定合格証明書・動力車操縦者運転免許証・教習資格認定証・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書・写真付き住民基本台帳カード・身体障害者手帳(張り替えできない写真付き)・写真付き官公庁職員身分証明書 <p>② ①の書類を提示できない場合は、下記の中から(B+B)または(B+C)の2つを提示(提出)してください。(Cの書類2つは不可)</p> <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・船員保険被保険者証 ・共済組合員証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳 ・年金証書・恩給証書・印鑑登録証明書と登録している印鑑 <p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生証(写真付き)・会社の身分証明書(写真付き) ・公の機関が発行した資格証明書・失効旅券(失効後6か月を経過したもの)
前回発給を受けた旅券	有効旅券を持っている人は、その旅券を提出しないと受け付けできません。(残存有効期間は切り捨てとなります。)
その他	居所での申請は6か月以内に発行された住民票および居所が確認できる書類が必要です。訂正申請(お持ちの旅券の追記欄に訂正事項を印字する申請)や増補申請(査証欄のページを追加する申請)の場合は必要書類が変わりますので、担当課までお問い合わせください。

パスポート（旅券）の交付

市民課市民係

受け取りは、年齢に関係なく必ずご本人がお越しください。
パスポートは申請した窓口以外では、受け取れません。
受け取り時に収入印紙と愛媛県収入証紙を手数料として納めてください。
受け取りの時には「旅券申請受理票（申請時にお渡しします。）」が必要です。
発行の日から6か月以内に受領しないと失効します。



【手数料】

（平成24年4月1日現在）

パスポートの種類	申請時の満年齢	収入印紙	愛媛県収入証紙	合計
10年用	20歳以上	1万4,000円	2,000円	1万6,000円
5年用	12歳以上	9,000円	2,000円	1万1,000円
	12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円

【交付にかかる日数】 ・新規や更新などの場合 7日（土日、祝祭日、年末年始を除く。）
・訂正・増補の場合 6日（土日、祝祭日、年末年始を除く。）

【受付時間】（申請、交付） 午前8時30分～午後5時15分（月・火・水・金）
午前8時30分～午後6時30分（木）

※ただし、申請時に期限の残っているパスポートを紛失している場合は、受け付けできないことがあります。

国民年金

国民年金に加入する人

市民課市民係・各支所地域振興課

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入しなければなりません。加入者は次のとおりに区分されます。

- ・第1号被保険者 自営業・農業・自由業などに従事している人および学生で20歳以上60歳未満の人
- ・第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員
- ・第3号被保険者 厚生年金保険や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人
- ・任意加入者 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
日本国籍があり、外国に居住している20歳以上65歳未満の人
日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の人（昭和40年4月1日以前生まれで老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人）など



【加入手続き・届け出】

届け出の必要な時	手続きの内容	届出先
20歳になった時	国民年金加入手続きをする	第1号被保険者→市役所 第3号被保険者→配偶者の勤務先
退職した時	国民年金加入手続きをする	市役所
配偶者の扶養から外れた時	国民年金加入手続きをする	市役所
配偶者の扶養になった時	第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先
年金手帳をなくした時	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市役所 第3号被保険者→配偶者の勤務先

国民年金保険料の納付

市民課市民係・各支所地域振興課

国民年金の保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・コンビニ（一部取り扱いを行っていないところがあります。）で納めます。また、保険料の納入には、納め忘れのない口座振替が便利です。まとめて納付すると現金納付、口座振替ともに割引があります。

保険料は定額で、毎年改定されます。

納付期限は、翌月末日までです。納付期限から2年を経過すると、時効により納められなくなります。

【付加年金】

国民年金基金に加入していない第1号被保険者は、定額の保険料とあわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給する時に上乗せの付加年金を受けることができます。

(付加保険料額 月額400円 付加年金額 年額 200円×納付月数)

国民年金保険料の免除

市民課市民係・各支所地域振興課

【国民年金保険料の免除】

保険料を納めることが困難な人には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

【法定免除】

生活保護を受けていたり、障害年金（1級・2級）を受けている場合など、届け出により免除されます。

【全額免除、一部免除】

本人、配偶者、世帯主の所得が一定基準以下の場合、保険料が全額または一部免除されます。

【若年者納付猶予】

30歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定基準以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

【学生納付特例】

学生本人の所得が一定基準以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※申請する年度または前年度内に失業した場合は、離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちください。

※学生納付特例を申請する場合は、学生証の写しまたは在学証明書をお持ちください。

国民年金の給付

市民課市民係・各支所地域振興課

国民年金からの給付を受けるには、裁定請求書が必要です。支給要件を満たし、受給資格が発生したら請求手続きをしてください。給付の種類は次表のとおりです。

給付の種類	支給条件
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と免除や猶予を受けた期間、第3号期間などの合計が25年以上ある人が原則65歳になった時に受給
障害基礎年金	以下の全てに当てはまること ・国民年金に加入している間（または60歳以上65歳未満で日本に住所がある間）に初診日がある病気やケガで障がいの状態になった時。または20歳前の病気やケガで障がいの状態になった時 ・障害認定日（原則初診日から1年6か月を経過した日）に障がいの程度が国民年金法で定める1級または2級の状態であること ・一定の保険料納付要件を満たしていること
遺族基礎年金	以下のいずれかに当てはまる人が死亡した時 ・国民年金に加入していて、一定の納付要件を満たしていること ・60歳以上65歳未満で日本に住所があり、一定の納付要件を満たしていること ・老齢基礎年金の受給権者 ・老齢基礎年金を受ける資格期間を満たしていること 支給対象者は18歳到達年度の末までの子ども（障がいがある場合は20歳未満）またはその子どもを扶養している妻であること

給付の種類	支給条件
寡婦年金	第1号被保険者として保険料納付期間と免除期間が25年以上ある夫が死亡した時、10年以上婚姻している妻に、60歳から65歳までの間支給 *死亡した夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給していた場合や、妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受給している場合は、支給されません。
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、年金を受給しないまま死亡した場合、その遺族に支給 *その人の死亡により、遺族基礎年金を受ける人がいる場合には支給されません。 *寡婦年金と死亡一時金は、どちらかの選択になります。

国民健康保険制度

国民健康保険

保険環境課国保係・各支所地域振興課

国民健康保険制度とは、病気やケガに備えて、お金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。わが国では、全ての人が医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)
国民健康保険は、職場の健康保険などに加入できない人に医療を保障する医療保険です。

国民健康保険の給付

保険環境課国保係・各支所地域振興課

○療養の給付

病気やケガをした時に、医療機関の窓口で大洲市国民健康保険被保険者証を提示すれば、かかった医療費のうち自己負担割合を一部負担金として支払い、残りは大洲市国民健康保険で支払います。

※療養の給付とは、病気やケガをした時、被保険者証を提示して保険医の診療を受けることをいいます。ただし、健康診断、予防注射、正常な妊娠分娩、美容整形、矯正手術などの場合は、保険診療はできません。また、けんかや泥酔によるケガおよび病気に対しては、給付が制限される場合があります。

【療養費の支給】 次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、国民健康保険の担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、給付割合相当分が後で払い戻されます。

○申請に必要なもの…保険証、医師の意見書など(診断書・意見書・同意書・医療内容の明細書)、印鑑、領収書、世帯主名義の預金口座番号、申請書

- ・病気やケガなどで、やむを得ず保険証を持たずに医療機関で治療を受けた場合
- ・医師が治療上、コルセットなどの補装具が必要と認めた場合
- ・医師が治療上、はり、きゅう、マッサージが必要と認めた場合
- ・生血を輸血した場合(第三者に限る。)
- ・海外で医療を受けた場合

【訪問看護療養費】 在宅医療を受ける人が、医師の指示のもとで訪問看護ステーションなどを利用した時に、費用の自己負担割合を支払い、残りは大洲市国民健康保険で支払います。
保険証を訪問看護ステーションに直接提示してください。

【移送費】 移動が困難な重病人が、緊急にやむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかった時、保険者が必要と認めた場合に移送費が支給されます。

○申請に必要なもの…保険証、医師の意見書など、印鑑、領収書、世帯主名義の口座番号、申請書

【高額療養費】 高額の医療費がかかる場合には、高額療養費の支給制度があります。

国民健康保険に加入している人が医療機関で治療を受け、医療費の自己負担額が一定額(自己負担限度額)を支払うことになった場合は、その超えた額を高額療養費として支給します。自己負担額の計算方法は年齢や所得などで変わります。なお、食事代、差額ベット代や保険対象外の費用は含みません。

高額療養費に該当する場合は、申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、申請してください。

○申請に必要なもの…保険証、印鑑、領収書、世帯主名義の口座番号、申請書

国民健康保険に加入している人が、入院・外来などの時に医療機関窓口での支払いを容易にするために、自己負担額のうち、自己負担限度額を支払い、残りの高額療養費に相当する額については、大洲市国民健康保険が直接医療機関に支払う制度があります。

制度の適用を受けるには、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、医療機関の窓口でこれらの認定証を提示する必要があります。

なお、申請した月の1日から有効となりますのでご注意ください。

○申請に必要なもの…保険証、印鑑、申請書

国民健康保険に加入している人が、厚生労働省大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染者）の治療を受ける場合には、特例措置があります。

制度の適用を受けるには、特定疾病療養受領証の交付を受け、医療機関の窓口でこれらの受領証を提示する必要があります。

この特例措置が適用されると、原則として負担の上限額は1万円となります。

○申請に必要なもの…保険証、医師の意見書、印鑑、申請書

国民健康保険に加入している人が、世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

なお、高額療養費に該当する場合は、申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、申請してください。

○申請に必要なもの…保険証、領収書、印鑑、申請書

【出産育児一時金】

国民健康保険に加入している人が、出産（妊娠12週以降）した時は出産育児一時金を支給します。

医療機関などが、被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請および受け取りを行う「直接支払制度」と、医療機関などが被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る「受取代理制度」があります。

直接支払制度を利用しない人や、直接支払制度を利用し、出産育児一時金に差額金が生じた人については、申請をしてください。

受取代理制度を利用する人は、出産前（出産予定日まで2か月以内）に、医療機関などを出産育児一時金の受取代理人として申請してください。

○申請に必要なもの…保険証、母子手帳、世帯主名義の口座番号、出産費用の分かるもの、印鑑

【葬 祭 費】

国民健康保険に加入している人が死亡した時は、葬祭を行った人に葬祭費を支給します。

○申請に必要なもの…保険証、死亡を証明するもの、葬祭執行人名義の口座番号、印鑑

【はり、きゅう施術補助】

国民健康保険に加入している人が、市の指定するはり師、きゅう師からの施術を受けた場合に、施術料の一部を助成しています。

「はり術」および「きゅう術」の2術とし、1術 1,000円、2術 1,200円の7割を大洲市国民健康保険で支払います。保険証を施術担当者(はり師、きゅう師)に直接提示してください。

高額療養費貸付制度

保険環境課国保係・各支所地域振興課

国民健康保険に加入している人が、入院・外来などの時に医療機関窓口での一部負担金の支払いが困難な場合、その高額療養費相当分の9割までの金額を無利子で貸し付ける制度があります。

ただし、保険税を完納していること、相手方のいる交通事故などの第三者行為による疾病ではないことの要件が必要です。

○申請に必要なもの…保険証、保険診療の額が分かる書類、世帯主名義の口座番号、印鑑

交通事故にあったら

保険環境課国保係・各支所地域振興課

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合には、届け出により医療機関で治療を受けることができます。ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険が使えなくなります。示談の前に担当課にご相談ください。

○申請に必要なもの…保険証、第三者による傷病届、交通事故証明書など、印鑑

特定健診・特定保健指導

保険環境課国保係・各支所地域振興課

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して、糖尿病などの生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導が義務付けられました。

大洲市でも、高血圧や高脂血症などの生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査」、健診後、健診結果の数値によって、「特定保健指導」を行っています。

対象者に受診券および受診案内のお知らせをしますので、詳しくはそちらをご確認ください。

医療費の一部負担金の減額免除制度

保険環境課国保係・各支所地域振興課

災害により重大な損害を受けた時や、失業などにより収入が著しく減少した場合には、医療費の一部負担金の減免制度があります。

国民健康保険に加入している人が、保険医療機関にかかる場合（入院療養に限る。）に負担する一部負担金について、災害により重大な損害を受けた時や、失業などにより収入が著しく減少した時などの理由により、生活が困難となった場合は、申請により一部負担金の減免や徴収猶予となる場合があります。

ただし、資産などの状況によっては減免を受けられない場合があります。

退職者医療制度

市民課市民係・保険環境課国保係・各支所地域振興課

退職者医療制度は、会社などを退職して国民健康保険に加入している人のうち、年金受給者とその被扶養者が受けられる医療制度です。

【対象となる人】 次の条件を全て満たしている人（退職者被保険者本人）とその被扶養者が対象となります。

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の人
- ・年金受給者で厚生年金など（国民年金を除く。）の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある人

【被扶養者となる人】 退職被保険者本人と同一世帯で、退職被保険者本人の収入によって生計を維持している次の条件全てを満たしている人です。

- ・退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でも可）と3親等内の親族または配偶者の父母と子
- ・国民健康保険に加入している65歳未満の人
- ・年間の収入が130万円未満（60歳以上または障がい者の場合は180万円未満）の人

【退職者医療制度の適用となる時】

この制度は、年金受給権が発生した日から適用になります。年金証書が届いてから（または任意継続保険などをやめてから）14日以内に届け出をしてください。

【手続きに必要なもの】 年金証書、印鑑、保険証

【退職者医療制度の適用を受けなくなる時】

以下の時は退職者医療制度の適用を受けなくなりますので、14日以内に届け出をしてください。

- ・65歳になった時（届け出の必要はありません。）
- ・退職被保険者が死亡した時（この場合、被扶養者は一般国保の被保険者となります。）
- ・退職被保険者本人が再就職などで他の健康保険に加入した時

国民健康保険の変更届は、変更があった日から14日以内に世帯主が届け出ることになっています。

加入の届け出が遅れると、保険証がないため医療費を全額自己負担することになります。

また、保険税は加入資格が発生した時点までさかのぼって納めなければなりません。

国保資格喪失の届け出が遅れ、うっかり国保の保険証を使って受診してしまうと、国保から給付された医療費を払い戻さなければなりません。

次のような時は、必ず14日以内に届け出をしてください。

※すでに世帯に国保の保険証が交付されている場合、必ず持参してください。

	こんな時	届け出に必要なもの
国保に加入する時	他の市区町村から転入してきた時	転出証明書、印鑑、本人確認書類
	職場の健康保険を脱退した時	職場の健康保険を脱退した証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった時	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
	子どもが生まれた時	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入する時	外国人登録証明書
国保を脱退する時	他の市区町村に転出する時	保険証、印鑑、本人確認書類
	職場の健康保険に加入した時	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった時	
	国保の被保険者が死亡した時	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受けるようになった時	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人が脱退する時	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となった時	保険証、年金証書、印鑑
	市内で住所が変わった時	保険証、印鑑、本人確認書類
	世帯主や氏名が変わった時	
	世帯が分かれたり、一緒になった時	
	出かせぎや長期の旅行に行く時	保険証、在学証明書、印鑑、本人確認書類
	修学のため、別に住所を定める時	
	保険証をなくした時（あるいは汚れて使えなくなった時）	

○運転免許証など本人確認書類が必要な場合があります。

○制度改正などにより、内容が一部変更になる場合があります。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

後期高齢者医療制度

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

高齢者の医療費を社会全体で支え合い、病気やケガをした時に、誰もが安心して医療を受けることができるよう国の医療制度改革により全国一律に定められた制度で、都道府県単位で全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が保険者となって運営するものです。

【対象（被保険者）となる人】

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日当日から対象となります。）
 - ・65歳以上75歳未満の人で、一定の障がいのある人（広域連合の認定を受けた日から対象となります。）
- ※障がい認定を受けようとする人は、身体障害者手帳または障がいの程度が確認できる年金証書などと印鑑を用意して担当課へ申請してください。

【保険証（被保険者証）】

- ・被保険者には、「後期高齢者医療被保険者証」が1人に1枚交付されます。
- ・75歳の誕生日を迎え、被保険者となる時は申請の必要はなく、誕生日までに被保険者証が送付されます。

保険料の決まり方・納め方

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(応益分)」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額(応能分)」の合計となり、個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者の保険料} \\ \text{(10円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{4万4,194円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(所得-33万円) × 8.72\%} \\ \hline \end{array}$$

※上記の額は、平成24・25年度の保険料率です。
(保険料率は2年ごとに見直され、県内は統一の保険料率となります。)
※賦課限度額55万円

○保険料軽減措置(平成24・25年度)

所得額に応じ、以下の基準によって保険料額が軽減されます。

【均等割額の軽減基準(平成24・25年度)】

軽減割合	世帯の総所得金額など(世帯主と被保険者により判定)	軽減後均等割額(年)
9割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、同じ世帯の被保険者全員の各種所得がない世帯(年金収入は控除額を80万円として計算)	4,419円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯	6,629円
5割	【基礎控除額(33万円) + 24万5,000円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く。)]を超えない世帯	2万2,097円
2割	【基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	3万5,355円

※公的年金を受給している人は、上記の軽減判定時に15万円が控除されます。

【所得割額の軽減基準】 基礎控除額(33万円)を差し引いた総所得額が58万円を超えない人は、所得割額が5割軽減されます。

○被扶養者減額措置

被用者保険の被扶養者で、これまで保険料を負担していなかった人については、後期高齢者医療制度に加入してから当分の間は均等割額が9割に減額され、所得割は賦課されません。

○保険料の納付について

保険料の納付方法は、特別徴収と普通徴収の2種類があり、それぞれ次のとおりとなります。

【特別徴収(年金天引き)】 天引きの対象となる年金を年額18万円以上受給している人で、介護保険料と合わせた保険料額が天引き対象年金額の2分の1を超えない場合、保険料を天引きします。

【普通徴収】 納付書または口座振替などの方法で納めてください。

○普通徴収の拡大

特別徴収の対象となる人でも、申し出により保険料を口座振替で支払うことができます。

お医者さんにかかる時

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

病気やケガで診療を受ける時は、被保険者証を医療機関などの窓口へ提示して、かかった医療費の一部を自己負担します。

※健康診断、予防接種、差額ベッド代、工作中的の病気やケガ(労災)など、保険診療対象外となるものは、給付の対象となりません。

○医療費の自己負担割合

かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担します。

一般・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ
1割

現役並み所得者
3割

※所得更正や、世帯異動などにより「所得区分」(次頁参照)が変更になった場合は、該当する期間までさかのぼって適用されますので、医療機関の窓口で支払った自己負担の差額を調整(追加徴収または還付)することになります。

○こんな時の費用も給付が受けられます

【移送費】 移動が困難な重病人が、医師の指示に基づいて緊急的に入院や転院などの移送に要した費用がかかった時は、広域連合が必要と認めた場合に限り移送費が支給されます。

※申請には医師の意見書が必要です。

【訪問看護療養費】 医師が必要と認めて訪問看護ステーションなどを利用した場合は、費用の一部を自己負担すれば、残りの費用は広域連合が負担します。

【葬祭費】 被保険者が亡くなった場合、申請により葬祭を行った人に2万円が支給されます。

○所得区分について

所得に応じて、医療機関にかかった時の自己負担割合などが変わります。

毎年8月1日に前年中の所得により判定されますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

3 割 負 担

【現役並み所得者】

同一世帯に、住民税課税所得※145万円以上（各種控除後）の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の人をいいます。

※平成24年8月から前年の12月31日現在、世帯主であり同一世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の人がいる被保険者は、住民税課税所得から次の①と②の合計を控除した額

①16歳未満 …………… 1人につき33万円

②16歳以上19歳未満… 1人につき12万円

ただし、課税所得145万円以上でも、収入額（年金・給与などの収入合計）が次の金額に満たない人は、担当窓口へ申請することにより、1割負担となります。

- ・ 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合
（被保険者の収入額）…………… 383万円
- ・ 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合
（被保険者全員の収入合計額）…………… 520万円
- ・ 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合
（被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計額）… 520万円

1 割 負 担

【一 般】 現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人

【低所得者Ⅱ】 世帯全員が住民税非課税の人

【低所得者Ⅰ】 世帯全員が住民税非課税で、各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる人

※年金収入は控除額を80万円として計算

医療費が高額になった時など

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

【高額療養費について】

1か月にかかる医療費が高額になった場合、申請して認められると、後日「高額療養費」の支給を受けることができます。「高額療養費」が支給されるのは1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた時です。

高額療養費の計算は広域連合で行っています。はじめて高額療養費に該当する時は、お知らせと申請書を送付しますので、担当課へ申請してください。

自己負担限度額（月額）

（平成24年4月1日現在）

所得区分	外 来 （個人ごとの限度額）	外来+入院 （世帯ごとの限度額）
現役並み所得者	4万4,400円	8万100円+1%（注1） 〔4万4,400円〕（注2）
一 般	1万2,000円	4万4,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ		1万5,000円

※月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個人単位の自己負担限度額は、75歳の誕生月に限り2分の1になります。

※1か月とは、1日から月末までの期間のことです。

（注1）「+1%」とは、医療費が26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を負担

（注2）〔 〕内は後期高齢者医療制度において、過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

申請が必要になるのは初回のみとなります。以後生じた高額療養費は、登録口座に振り込まれます。

※病院・診療所、診療科の区別なく合算します。

※差額ベッド代など保険診療対象外のものや、入院時の食事代などは対象になりません。

【窓口負担の軽減について（外来診療については平成24年4月診療から適用）】

1か月の間に1つの医療機関などに支払う自己負担額は、所得区分に応じた自己負担限度額（上記参照）までとなります。低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額認定証」が必要となりますので、担当課に申請してください。

※柔道整復、はり・きゅう・あんまなどは限度額適用の対象外です。

○高額医療・高額介護合算制度

被保険者と同じ世帯内で、後期高齢者医療制度・介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になった時は、双方の自己負担額を年間（毎年8月分から翌年7月分まで）で合算し、限度額を超えた額が申請により後日支給されます。

後期高齢者医療制度の被保険者以外の人は、自己負担額は合算されません。

入院時の食事代など

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

食事代の標準負担額（1食当たり）は、自己負担となります。

入院の際に低所得者Ⅰ・Ⅱの適用を受けるためには、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けるには、担当課に交付申請をしてください。

（平成24年4月1日現在）

所得区分		1食当たりの食事代
現役並み所得者 一般		260円
低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円
	過去12か月の入院日数が91日以上	160円（注1）
低所得者Ⅰ		100円

（注1）適用を受けるためには、90日超過後に担当課で別途「長期入院該当」の申請が必要です。

療養病床に入院した時の食事代・居住費は、自己負担となります。

ただし、入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養などが必要な人や、難病の人など）は、上記の入院した時の食事代のみの負担となります。

（平成24年4月1日現在）

所得区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費
現役並み所得者 一般	460円（注2）	320円
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

（注2）保険医療機関の施設基準などにより、420円の場合もあります。

交通事故にあった時

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

交通事故など第三者から傷害を受けた場合でも、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。

この場合は、警察に届けると同時に、担当課への届け出が必要です。

【申請に必要なもの】 ・第三者行為による傷病届など ・被保険者証 ・印鑑 ・事故証明書（後日でも可）

【注意】示談の前に必ず市の担当課へ届け出を

交通事故などの場合は、加害者が医療費を全額負担するのが原則です。届出前に示談を済ませてしまうと、後期高齢者医療制度で立て替えた医療費を、加害者に請求できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

払い戻しが受けられる時

保険環境課高齢者医療係・各支所地域振興課

医療費などを全額支払った時は、担当課へ申請することにより、保険給付対象額が後日支給されます。

【申請に必要なもの】 ・被保険者証 ・印鑑 ・口座番号、口座名義人が確認できるもの

	こんな時	申請に必要な書類
1	急病など、やむを得ない事情で被保険者証を出さずに治療を受けた時	・診療報酬明細書（レセプト） ・領収書
2	医師が認めたコルセットなど、治療用装具を作った時	・医師の意見書 ・領収書（明細が分かるもの）
3	医師の同意の下、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けた時（疲労回復や慰安などを目的として受けた施術は給付の対象となりません。）	・施術内容明細書 ・医師の同意書 ・領収書
4	海外渡航中、急病などにより治療を受けた時（治療目的で海外へ行った場合や、日本国内で保険適用とならないものについては対象となりません。）	・診療内容明細書 ・領収明細書 ・日本語翻訳文
5	骨折、ねんざなどで施術を受けた柔道整復師の費用（単なる肩こり・筋肉疲労・単なるあんま・マッサージ、リウマチなど内科的原因による疾患、応急処置、医師の同意が得られていない骨折・脱臼については給付対象外です。）	・施術内容明細書 ・領収書

（注）保険を取り扱っている柔道整復師の施術を受けた場合は、一部負担金で施術が受けられます。

税金

市 民 税

税務課市民税係・各支所地域振興課

毎年1月1日現在、市内に住んでいる人に対して課税されます。

【申告と納期】 原則として前年中に収入があった人は申告が必要ですが、収入があった人でも税務署に所得税の申告をしたり、給与収入だけで勤務先から給与支払報告書が提出されている人は、申告する必要はありません。申告期間は毎年2月16日から3月15日までで、市役所や各支所、各申告会場で受け付けをしています。申告に基づいて税額を計算し、納税通知書を送付します。

- ・普通徴収……………納税通知書により、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年5回の納期に分けて納めます。
- ・特別徴収……………会社員の人は、1年分の税金を6月から翌年5月までの年12回に分けて、給与支払者が給与の支払いの際に税金を天引きして市に納めます。
- ・年金特別徴収…公的年金などの支払いを受けた65歳以上の人で、公的年金などに係る税金については、年金支払者が年金の支払いの際に税金を天引きして市に納めます。

固 定 資 産 税

税務課固定資産税係・各支所地域振興課

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。なお、家屋の課税にあたっては家屋本体と建築設備が対象となり、貸しビル、貸店舗については賃借人（テナント）が家屋の内装、建築設備を施工し、事業用に使用している場合は賃借人が償却資産の申告をすることになり、賃借人に課税されます。

【税率と納期】 課税標準額に1.4%の税率をかけて税額を算出し、納税通知書を送付します。納期は4月、7月、9月、11月、翌年1月の年5回です。

【固定資産税の価格】

固定資産税の価格は適正な時価であって、固定資産税課税台帳に登録されたものです。課税標準となるべき価格は、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、第2年度および第3年度に地価下落がある場合には、土地の評価額の修正を行います。ただし、償却資産は、毎年取得価格を基礎にして評価し台帳に登録します。

【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

縦覧は、納税者などに土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格を記載）や家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載）をご覧いただき、自己の土地や家屋の価格と他人の土地や家屋の価格との比較を通じて、価格の適正さを確認してもらう制度です。

また、縦覧期間は毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日までの間です。（土・日曜日および祝日は除く。）

軽自動車税

税務課収納係・各支所地域振興課

(平成24年4月1日現在)

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。なお、軽自動車税には月割課税制度はありません。

【申告手続き】

軽自動車などを取得、廃車、譲渡した時は、次の場所に申告してください。

○原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車…本庁税務課収納係

または各支所地域振興課

申告には次のものがが必要です。

- ・新規登録…印鑑、車体番号、車名、排気量
- ・名義変更…印鑑（前所有者、新所有者）
- ・車体変更…印鑑、新車体番号、車名、排気量
- ・廃車…印鑑、ナンバープレート

○軽自動車…軽自動車検査協会愛媛事務所（松山）

☎089-975-6730

○二輪車（125ccを超えるもの）…愛媛運輸支局（松山）

☎050-5540-2076

車種	税額		
原動機付自転車	排気量50cc以下		1,000円
	50ccを超え90cc以下		1,200円
	90ccを超え125cc以下		1,600円
	ミニカー		2,500円
軽自動車	二輪 125ccを超え250cc以下 ボートトレーラーまたはフルトレーラー		2,400円
	三輪	自家用	3,100円
		営業用	7,200円
	四輪乗用	自家用	5,500円
		営業用	4,000円
四輪貨物	自家用	4,000円	
	営業用	3,000円	
小型特殊自動車	農耕用		1,600円
	その他 建設機械 フォークリフト		4,700円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの		4,000円

国民健康保険税

税務課市民税係・各支所地域振興課

国民健康保険に加入している人がいる世帯主に、国民健康保険税が課税されます。国民健康保険税は、①所得割額、②資産割額、③被保険者均等割額、④世帯別平等割額の合計額になります。ただし、合計額が限度額を超える時は、限度額になります。年度の途中で国民健康保険に加入した時は、加入した月から月割で国民健康保険税が計算されます。また、資格を喪失した時は、資格を喪失した月の前月までの国民健康保険税が月割で計算されます。

なお、所得が基準以下の世帯には、国民健康保険税の減額制度（被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額のそれぞれ7割、5割、2割相当額）があります。

【納期】

- ・普通徴収…納税通知書により、7月から翌年3月までの毎月、年9回の納期に分けて納めます。
- ・特別徴収…加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯主については、年金支払者が年金の支払いの際に税金を天引きして市に納めます。

※希望により口座振替も選択できます。（別途、申請の手続きが必要になります。）

市税の納付

税務課収納係・各支所地域振興課

市税は、お近くの金融機関または郵便局、もしくは税務課か支所の会計担当窓口で、納付期限内に納めてください。その際には、必ず市から送付した納付書をご持参ください。また、口座振替による納付を希望する場合は、お近くの金融機関または郵便局で振替手続きをしてください。

【納期一覧】

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税（5期）			1期		2期		3期		4期		5期	
固定資産税（5期）	1期			2期		3期		4期		5期		
軽自動車税（全期）		全期										
国民健康保険税（9期）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

【前納報奨金】 固定資産税を第1期納期限までに一括して前納した場合、前納報奨金を交付します。

【賦課などに不服がある時】

市税の賦課決定や滞納処分などについて不服がある時は、文書で異議の申し立てをすることができます。

区分	申立期間
市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内
督促・滞納処分	督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内、または差し押さえにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日

【納期限内に税金が納められない時】

病気や災害で被害を受けた時など、やむを得ない事情で納付期限までに納税することが困難な場合は、お気軽にご相談ください。

市 税 の 減 免

税務課各係・各支所地域振興課

生活保護を受けている人や風水害などで被災した人など、特別な事情で市税の納付が困難な場合は、その事情に応じて減免制度があります。手続きは原則として納期限前7日までに、証明書・印鑑などを持って税務課、または各支所地域振興課で申請してください。

税 目	減免の要件
個人市県民税	・生活保護法の規定による生活扶助またはこれに準ずる扶助を受ける人 ・災害などにより生活が著しく困難になった人
固定資産税	・貧困により生活のため公私の扶助を受ける人の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） ・災害などにより著しく価値を減じた固定資産 ・一般社団法人が開設する開放型の病院などの用に供する固定資産
軽自動車税	・一定の範囲の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が所有する軽自動車など、または知的障がい者・精神障がい者・18歳未満の身体障がい者と生計を共にする人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車など（ただし、いずれも1人1台に限ります。）
国民健康保険税	・災害などにより生活が著しく困難になった人 ・上記に準ずると認められる人

市 税 の 証 明 と 閲 覧

税務課収納係・各支所地域振興課

市税の各種証明や固定資産税課税台帳の閲覧を請求する場合は、本人確認ができる身分証明書を持って税務課または各支所地域振興課までお越しください。代理人の場合は、委任を受けたことを証明する書類もしくは委任者の印鑑をご持参ください。

(平成24年4月1日現在)

証明・閲覧の種類	証 明 手 数 料		
課税・所得（非課税）証明	1様式当り	300円	
納 税 証 明	1様式当り	300円	
土地に関する証明	1件	300円	土地10筆まで1件、5筆増すごとに100円加算
家屋に関する証明	1件	300円	家屋5個まで1件、5個増すごとに100円加算
償却資産に関する証明	1件	300円	
固定資産に関する公簿・図面などの閲覧	1件	300円	1枚で1件、1件増すごとに100円加算

【市県民税の課税（所得）証明】

何年の所得の証明が必要か、ご確認ください。新しい年度の証明書は、毎年6月からになります。

また、申告していない場合は、証明書の発行ができないこともあります。

【固定資産評価（公課）証明】 物件の所在地などをご確認ください。

【納税証明】

どの税目・年度の証明が必要か、ご確認ください。

納税後すぐに請求する時は、確認のために領収書または記帳済の通帳をご持参ください。

軽自動車税は納税通知書に継続検査用の納税証明書が付いていますので、検査時にご使用ください。

【国民健康保険税納付確認書（無料）】

確定申告をする人で、国民健康保険税の領収書などを紛失し、納付額の確認ができない場合、納付確認書を発行します。国民健康保険被保険者証など身分証明書を持参してください。